

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「ひろしまユニコーン10」資本政策支援業務
(以下、「本業務」とする。)

2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーン企業に匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに令和4年度から本格的に取り組んでいる。

この取組もあり、県内のスタートアップ企業等（以下、「支援企業」という。）の裾野は徐々に広がりつつあり、企業の成長フェーズも進んできている。

一方で、県が実施した調査において支援企業の課題として最も多くあげられるのが資本政策である。支援企業が急成長を図る上で、基盤となるものが資本政策（資金調達を含む。以下、同じ）だと考えられる。

そこで、本業務においては支援企業に対して、資本政策にかかる学びの場・相談の場・事業計画をブラッシュアップする機会などの提供や補助金の交付などをパッケージ化して実施することにより急成長を促すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 実施概要

「支援企業」に対して、資本政策にかかる知識習得、相談窓口の開設、事業をブラッシュアップする機会の創出、補助金の交付などを実施するプログラムの企画及び運営を行うこと

本仕様書の他、これから公募プロポーザル審査により選定される事業者が提出する「令和7年度「ひろしまユニコーン10」資本政策支援業務提案書」に定める内容を基本とし、県と協議の上、以下に掲げる委託業務の全てに係る設計・実施・管理・運営を行うこと。

なお、実施内容については県と協議の上、適宜変更を可能とするが、実施内容・スケジュールなどを変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

また、以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項の諸条件を考慮の上、本業務の目的の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

(2) 業務目標

業務の目的に基づき、定量的な業務目標を3つ以上提案時に示すこと。

さらに、本業務契約締結後に県との協議を経て確定した業務目標について、定期的（月1回以上、報告はデータの提出に加えてオンラインミーティングを想定）に進捗状況を県へ報告するとともに、改善及び達成に向けた工夫を講じること。

（参考例）

- ・ 勉強会参加企業数 ○社以上
- ・ 資金調達額 ○億円以上
- ・ 相談窓口利用企業数 ○社以上
- ・ CFO 採用企業数 ○社

(3) 支援内容

事業者は、次のア～エに記載する全てを実施すること

ア 勉強会・ワークショップなどの開催

○ シード企業向けに、勉強会・ワークショップを開催する。

1 目的

支援企業に対して、幅広い知識の習得を促し首都圏との情報格差を埋め、急成長を図る上での基盤づくりを支援する。

2 開催方法

開催方法に指定はない。オンラインまたはオフライン問わず、幅広く参加者を集めるよう周知を徹底する。

3 実施内容

下記テーマ例を参考として、VC や弁護士などの専門家を講師とした勉強会やワークショップを6回程度開催する。

（テーマ例）

資金調達手法、企業価値の考え方、資本政策の重要性、投資家とのコミュニケーション、ベンチャーデッドの活用法など

○ アーリー企業向けに、CFO 育成プログラムを実施する。

1 目的

近年 CFO に求められる役割は資金調達活動に留まらず、総務など幅広い役割が求められている。また、広島においてはそうした人材の確保が難しいという現状もあることから、広島県内において CFO 人材を育成し、地域内で人材を循環させることを目的とする。対象は主にアーリー企業を想定しているが、急成長を志向する中小企業や支援企業内の人材も対象としてよい。

2 開催方法

原則としてオフラインとする。支援企業がやむを得ずオフラインでの参加が困難な場合は、県と協議の上オンラインでの参加を検討する。

3 実施内容

下記のテーマ例を参考とし、CFO 人材の輩出を目的としたプログラム（6 回程度）の企画・運営を実施する。

（テーマ例）

- ・マインドセット、資金調達、コミュニケーション、人事・採用、法務・知財、IPO 実務など

○ 外部機関との連携

1 首都圏との連携

本事業以外で外部機関が実施するプログラム（みずほ銀行が開催している M's Salon など東京で開催される勉強会など）の情報について、支援企業に対して効果が高いと考えられるものは、積極的に発信し参加を促す。

その際参加費または交通費が発生する場合は、後掲（4）の補助金交付を検討する。

2 県内との連携

官民間問わず、県内の支援機関と連携の上、本事業の周知活動を実施する。

また、シード向けの勉強会・ワークショップについてはアーカイブを残し、無料で国、大学、起業家団体などに対して広く提供することで支援企業全体の底上げを図る。

イ 相談窓口の開設

- 資本政策に関するアドバイスが常時受けられる窓口を設置する。

1 相談対応

相談の一次対応は受託事業者が行い、その上で適切な専門家へ取次を実施する。

2 専門家の選定

以下の点を参考として5名以上選定する。

（投資）

- ・広島県内のスタートアップのステージ別分布を意識すること、また領域別で細やかな対応が可能な人物または組織から選定する。

- ・例えば、シードに特化した VC、シードからレーターまで一貫して投資できる VC、ディープテックに特化した VC など

(融資)

- ・ベンチャーデッド等の融資を切り口とした資金調達手法に精通した人物または組織から選定する。

(資本政策)

- ・株主構成やバリエーションの算定など資本政策まわりに精通した人物または組織から選定する。

(法務)

- ・単なる弁護士というだけでなく、スタートアップの支援実績が豊富な人物または組織から選定する。

3 開催方法

支援企業の要望に応じて、オフラインまたはオンラインで実施する。

ウ 短期集中プログラムの実施

○ 短期集中プログラムの実施（１～２回程度）

1 目的

VC などからの資金調達に向け、ビジネスモデルのブラッシュアップを図る。具体的には、本プログラム参加者が東京などで実施されるプログラムの選考を通過できるレベルに到達することを意識して実施する。

2 開催方法

原則として、オフラインにより実施する。支援企業がやむを得ずオフラインでの参加が困難な場合は、県と協議の上オンラインでの参加を検討する。

3 実施内容

VC を中心とした著名な専門家を 5 名程度招き、支援企業に対して短期間（２日間連続または２回）でビジネスモデルやピッチのブラッシュアップを図る。専門家の選定は、前イと同様の観点に加えて支援企業の特徴を考慮する。

エ 補助金の交付

○ 資本政策にかかる補助金

下記の補助金はいずれも予算上限を設定し、上限に達し次第終了とする。各補助金の予算配分を変更する場合は、県と協議を実施すること。

1 支給対象

資本政策にかかるサービス・役務の提供に対して補助を実施する。対象に疑義がある場合は、県と協議を実施する。

(例) 投資契約書の作成、資本政策策定のコンサルなど

2 補助率

3分の2

補助があることで相場よりも高い費用を支援企業に請求していないかなど、留意すること。

○ 民間などが実施するプログラムへの参加に対する補助金

1 支給対象

「ひろしまユニコーン10」Acceleration Program または「ひろしまユニコーン10」ASIA Co-Creation 参加企業

2 補助率

3分の2

○ CF0 採用時に発生が見込まれる経費（想定給与の一部）に対する補助金

1 支給対象

過去「ひろしまユニコーン10」Acceleration Program または「ひろしまユニコーン10」ASIA Co-Creation 参加企業であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間にCF0を採用している支援企業に対して補助を実施する。

2 補助額

採用するCF0の想定年収の30%または300万円のうち低い金額

3 その他

支給対象企業数は2社程度を想定している。支給にあたっては、支援企業側及び採用予定のCF0と面談を実施するなど将来の成長性を十分鑑みること。

また、本補助金については支給対象となるスタートアップ企業に対して周知を徹底し、採用計画などヒアリングを実施する。

なお、申請多数の場合は上記のフローを実施し、CF0の採用により急成長が見込まれる先を選定すること。

○ 首都圏への交通費にかかる補助金

1 支給対象

資金調達に資する活動や資本政策にかかるサービス・役務の提供を受けるなどのために発生する往復3万円を超える交通費に対して一律2万円を支給する。ただし、1社あたり5回を限度とする。(例) 東京で開催される勉強会へ参加、東京のVCと資金調達にかかる面談の実施など

(4) 支援企業の募集と選定

各プログラムの募集説明会開催やランディングページ作成など、支援企業へ周知を行い、参画を募る。

なお、ランディングページとひろしまユニコーン10プロジェクトのウェブサイト(<https://hiroshima-unicorn10.jp/>)の接続は、別で委託している「令和7年度「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務」の受託者と連携すること。

ア 選定企業

実施プログラム	募集対象	採択数	その他
シード向け 勉強会など	制限なし	—	応募多数の場合は、あらかじめ定めた基準に基づき審査し企業を選定する。 なお、選定基準は事業者が素案を作成し、県と協議の上、設定する。
アーリー向け CF0 育成プログラム	公募またはユニコーン10 アルumni企業 (注1)	5社程度	
相談窓口	支援企業 (注2)	—	
短期集中プログラム	公募またはユニコーン10 アルumni企業	5社程度	
補助金	ユニコーン10 アルumni企業	—	
補助金 (CF0 採用)	業	2社程度	

(注1) 以下の要件を満たす先をいう。

- ・本事業とは別で委託している「「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務」及び「「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務」内で実施しているプログラムに過去採択された企業
- ・広島県内に本店登記があること、または広島県内に拠点を有していること

(注2) 以下のいずれかの要件に該当する先をいう。

- ・広島県内に本店登記がある。
 - ・広島県内に拠点を有している。
 - ・広島県事業に参画している。(サンドボックス事業など)
 - ・広島県へ進出を検討している。
- (補助金の活用を検討しているなど具体性のある計画を有している。)

イ その他

アーリー向け CFO 育成プログラムにおいては、支援者側から参加を検討してもよいこととする。その際、参加予定者自身で所属先と調整の必要がある旨を説明する。

5 特記事項

- (1) 参加企業への連絡など調整は事業者が行うこと。
- (2) 参加者の情報（住所、氏名、年齢、所属など）を把握し、名簿にまとめ、適切に管理すること。

6 業務の体制

事業者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること及び責任者及び事務担当者などの業務所掌範囲についても明らかにすること。

7 委託料上限額

23,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8 完了検査及び委託料の精算

事業者は、業務を完了した日から 10 日以内又は業務期間終了までに実績報告書（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。なお、委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

9 留意事項

- (1) 事業者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、事業者は委託料の範囲において仕様変更に応じること。
- (3) 事業者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 事業者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 事業者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 事業者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

(7) 事業者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

(8) 見積などで提示した予算の配分を変更する場合は、県と協議を実施すること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、広島県と事業者とが協議して定めるものとする。